



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

| 令和6年8月8日（木）岐阜県発表資料 |     |     |  |
|--------------------|-----|-----|--|
| 担当課                | 担当係 | 担当者 | 電話番号   |
| 里川・水産<br>振興課       | 水産係 | 藤井  | 内線 4216<br>直通 058-272-8293<br>FAX 058-278-2695 |

## ニジマス管理釣り場の設置及び運営手続きの見直しについて

長良川の管理釣り場において、ニジマスの一部が施設外に流出した事案に関し、事案の検証を行い、再発防止策として、下記のとおりニジマスの管理釣り場の設置及び運営に係る手続きを見直すこととしました。

記

### 1 事案検証からの課題

#### ①管理釣り場の設置場所

地域の歴史、文化、産業などに悪影響を与えないか総合的な判断が必要

#### ②釣り場施設

増水する中で短時間に撤去を要する状況を想定すると、撤去のしやすさや規模などの検討が必要

#### ③撤去計画

施設の構造と撤去判断基準との関連を明確にするとともに、人員招集や資材調達などが計画どおりに実施されるよう準備が必要

#### ④危機管理体制

危機管理に係る情報源を適切なものにするとともに、役割の明確化や異常時の連絡判断が遅滞なく行えるモニタリング体制の構築が必要

### 2 今後の申請等手続き 別添参照

#### (1) 新たなニジマス管理釣り場

「漁場利用に関する要領」を改正し、特定釣漁場開設計画書の事前提出を求め、法定手続き前の事前協議として、次の項目について確認する。

- ・設置場所

管理釣り場が適切な場所に設置されるよう、観光、文化、環境などの面から総合的に確認

- ・釣り場施設及び撤去計画

ニジマスが逃げ出さないように管理し、増水時には計画的にニジマスを撤去できるよう計画

- ・危機管理体制

緊急時の行動が計画的に実行できるよう、情報収集、連絡体制等、確実な体制を構築

## (2) 運営中に常時ニジマスがいる既存の管理釣り場

「漁場利用に関する要領」を改正し、特定釣り場管理計画書の提出を定め、新たに設置する場合に準じ、次の項目について確認する。

- ・釣り場施設及び撤去計画

ニジマスが逃げ出さないように管理し、増水時には計画的にニジマスを撤去できるよう計画

- ・危機管理体制

緊急時の行動が計画的に実行できるよう、情報収集、連絡体制等、確実な体制を構築

## (3) 確認体制

県関係課及び国や市町村の河川管理者で構成する調整会議を設け、意見を聴取。その際、意見や注意点が示された場合には、申請予定者に対し必要な対応を求める。